

**「令和2年度介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修」
小テスト 問題文**

問題の記述（内容）について、正しければ○、誤っていれば×を選択してください。

※「令和2年度介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修」の受講者は、メールでお送りした回答フォームからご回答ください。

	問 題	回答 (○か×)
問 1	自立という言葉が意味することは、単に身体的自立のみではなく、心理的、経済的、社会関係的等の複合的な概念であり、高齢者が何らかの援助を受けながらも、尊厳を保持して、その人らしい生活を主体的に継続していくことも自立だと言える。	
問 2	利用者が自分でできるようにヘルパーが見守りながら共に行う調理や、入浴・更衣等の見守りは、国相当基準訪問介護サービス（A2）で利用できる。	
問 3	国相当基準訪問介護サービス（A2）と、としま介護予防訪問サービス（見守りの援助）（A4）は、同月内の併用ができない。	
問 4	豊島区介護予防サービス・支援計画表（すこやか生活プラン）を作成した場合の評価は、評価表（F表）を使用する。	
問 5	プラン期間が終了し、次のプランを立てた場合、評価の項目は「プラン変更」となる。	
問 6	高齢者総合相談センターへの毎月の利用実績の提出期限は、原則として毎月10日までである。	
問 7	プランの更新時に高齢者総合相談センターに提出する帳票は、給付管理表（必要時）と利用票・利用票別表、実績等の報告書（サービス利用実績報告）である。	
問 8	プランを作成する必要がなくなった時（委託終了時）には、業務で作成したすべての帳票原本を3年間保管し、期限を過ぎたら廃棄する。	
問 9	ケアマネジャーは原案を作成後、サービス担当者会議を実施し、プラン確定後に高齢者総合相談センターで確認・提出する。	
問 10	区分変更申請をする場合には、高齢者総合相談センターに連絡をする。	